



災害時における福祉避難所の 設置運営に関する協定書

対馬市

対馬市老人福祉施設協議会



災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

対馬市（以下「甲」という。）と対馬市老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法が適用された場合、又は同等規模の災害が発生した場合、乙に加入する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、高齢者、障がい者等の避難所生活に特別の配慮を要するもの（以下「福祉避難所対象者」という。）のため開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び管理運営並びに受け入れた福祉避難所対象者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。）は、別表の福祉避難所指定施設一覧に掲げる施設とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、指定施設に福祉避難所を開設する必要があると判断した時は、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び指定施設に協力を要請できるものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れよう努めるものとする。

2 指定施設は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断した時は、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙及び他の指定施設に対し協力要請を行い、乙及び他の指定施設は当該協力要請に応えるよう努めるものとする。

（福祉避難所対象者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに福祉避難所対象者の受入体制を整え、受け入れることができる福祉避難所対象者の人数等を「福祉避難所の設置及び運営に要する費用に関する報告書」（様式第1号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる福祉避難所対象者を特定し、これを乙及び指定施設に「福祉避難所対象者通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

- 3 福祉避難所に受け入れた福祉避難所対象者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への福祉避難所対象者の移送については、原則として当該福祉避難所対象者を介助する者が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 福祉避難所対象者を介助する者については、当該福祉避難所対象者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

(開設期間等)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、特段の事情のあるときは、甲、乙及び当該指定施設で協議のうえ、必要最小限の期間を延長することができるものとする。

(必要な物資の調達)

第7条 甲は、避難した福祉避難所対象者に係る必要な物資調達に努めるものとし、その内容については、別に協定を締結するものとする。

- 2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携のうえ、可能な範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 福祉避難所対象者に要した食費
- (3) その他福祉避難所対象者に要するオムツ代等の当該指定施設が直接支払いを行ったものに要した費用

- 2 指定施設は前項の経費について、「福祉避難所の設置場所及び設置運営に要した費用の請求書」（様式第3号）により請求するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び当該指定施設は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た福祉避難所対象者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱については、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙及び当該指定施設は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申立てがない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年5月29日

甲 対馬市厳原町国分144番地
対馬市長 比田勝 尚喜



乙 対馬市峰町三根36番地1
対馬市老人福祉施設協議会
会長 阿比留 志郎

